

「魚沼市宿泊施設品質向上等支援事業補助金」制度について

事業内容

新たな観光需要の獲得を目指し、市内宿泊事業者の前向きな取り組みや、設備改修等の経費を支援するもの

期間

令和7年2月28日（金）まで対象

※実績報告書提出締切：令和7年3月21日（金）

※予算に達し次第終了

補助対象者

下記の条件を満たす市内の宿泊事業者

- ①旅館業法第3条の規定により旅館業の許可を受けた事業者
- ②(一社)観光品質認証協会が実施するサクラクオリティ認証制度について、
取得済み又は、申請する事業者
- ③市が実施する観光動態調査に協力する事業者

※1施設当たり1申請とし、市税等の滞納がない事業者とする。

<補助対象経費>

「新たな観光需要に対応するための取組に要する経費」及び
「サクラクオリティ認証の取得に要する経費」

※新たな観光需要 ⇒ ワークーション、インバウンド、リトリート

※補助対象経費経費については、次頁「対象経費一覧表」を参照

(補助率及び補助上限額)

- 魚沼市 1/5 事業者負担 4/5
- 補助上限額 施設規模（客室数）に応じ設定

部屋数	対象経費	市上限額	事業者負担
9室以下	60万円	12万円	48万円
10室～29室	125万円	25万円	100万円
30室～49室	375万円	75万円	300万円
50室以上	625万円	125万円	500万円

<注意事項>

- 「サクラクオリティ認証の取得に要する経費」における、「機器導入費」については、1点あたり5万円以上とする。
- 補助金の交付を申請する年度において、類似する補助金等の交付を受けているもの、消費税及び地方消費税額は、対象経費に含まないものとする。

<対象経費一覧表>

	施設改修費	機器導入費
<p>新たな需要に対応するための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ワークスペースを用意するための改修 • 客室や宴会場等を小規模化するための改修 • 貸切風呂、浴室付き客室新設のための改修 • 分煙スペース設置のための改修 • 館内案内表示の多言語化改修 • 抗菌素材の床や壁紙への張替改修 	<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュレス決済機器の導入経費 • ホームページの多言語化経費 • テレビ会議システム等の導入経費 • ワークーション用デスク、イスの購入費 • ディスプレイ、モニター、プロジェクター、スピーカーの導入費 • プリンター、複合機、シュレッダーの導入費 • 多言語音声案内サービス機器の導入経費 • 混雑状況可視化システム機器導入費 • 本市の自然を生かした体験に係わる備品導入費

サクラクオリティ認証取得のための取組	施設改修費、機器導入費	
	<p>サクラクオリティ認証を取得するための経費 ※ただし、機器導入費については<u>1点5万円以上</u>のもの</p>	

申請フロー

申請書（宿泊施設）

市役所

①補助金の交付申請

- 補助金等交付申請書
- 宿泊施設品質向上計画書
- その他添付書類

②受付

④審査結果の受理

審査結果通知

③書類審査

- 補助金額が増額又は20%以上変更する場合
- 事業完了予定日を変更する場合

○変更申請

- 補助金等変更(廃止)申請書
- 補助対象経費の変更内訳書
- その他添付書類

○受付

○審査結果の受理

変更決定通知

○内容確認、変更決定

⑤実績報告

- 実績報告書
- 添付資料及び補助対象経費内訳確認書
- その他添付書類

⑥受付

⑧補助金受理

確定通知、補助金支払

⑦内容確認、補助額確定

Q&A

Q：サクラクオリティ認証制度について、申請をしなくても良いか。

A：誓約書記載の通り、認証制度への令和6年度中の申請が補助条件となりますので、申請は必須です。

Q：「サクラクオリティ認証を取得するための経費」とは、具体的に何が対象になるのか。

A：認証申請時に必要となる「簡易調査シート」をご確認いただき、より高い評価を得るための改修費や機器導入費が対象となります。

※「簡易調査シート」は、認証申請する意思が確認でき次第、認証制度事務局より送付されます。

（お問い合わせ：（一社）雪国観光圏 TEL025-785-5353）

Q：申請した結果、サクラクオリティ認証を取得できなかった場合どうするのか。

A：補助金の返還を求めるものではありませんが、改善点を修正して再度申請ください。

Q：対象期間はどのようになっているか。

A：交付決定日から令和7年2月28日までのものが対象です。

必要書類を揃えた上で令和7年3月21日までに実績報告書を提出してください。

Q&A

Q：すでに施設改修や機器導入が完了したのも対象になるのか。

A：対象外です。施工、導入前に申請いただき、決定通知を受けたものが対象となります。

Q：消費税は補助対象となるか。

A：対象外です。消費税を除いた金額で申請してください。

Q：「対象経費一覧表」にない施設改修や機器導入は対象にならないのか。

A：原則として対象にはなりません。

問合せ 書類提出先

魚沼市役所 産業経済部 観光課 観光振興係

○所在地：〒946-8601

魚沼市小出島910番地（本庁舎2階22番窓口）

OTEL : 792-9754

OFAX : 793-1016

OMAIL : kanko@city.uonuma.lg.jp